



一般社団法人セーフインターネット協会
Safer Internet Association

リベンジポルノに対する取り組み

2016年12月13日



ホットラインとセーフライン

警察庁委託事業
「インターネット・ホットラインセンター」

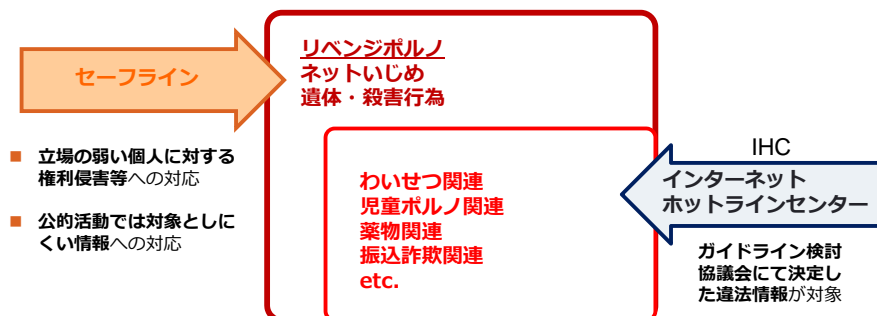


民間の取り組み
「セーフライン」



ホットラインとセーフライン

- インターネット上での違法・有害情報対策は、これまで警察庁委託事業の「インターネット・ホットラインセンター」が担ってきた。
- セーフラインは、公的活動を補完するため、個人に対する重大な権利侵害（リベンジポルノ、ネットいじめ、児童ポルノ等）に関する情報や、遺体・殺害行為の動画像等に対しても、「表現の自由」とのバランスに慎重に配慮しながら、取り組んでいる。



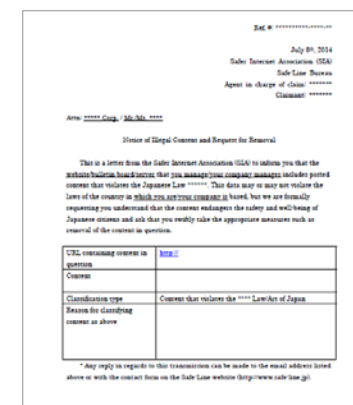
ホットラインとセーフライン

既存の公的活動(IHC)では国外サイトに掲載された違法・有害情報に対し削除要請がなされていなかった現状に対応するため、セーフラインでは海外サイトに対しても削除要請を実施。

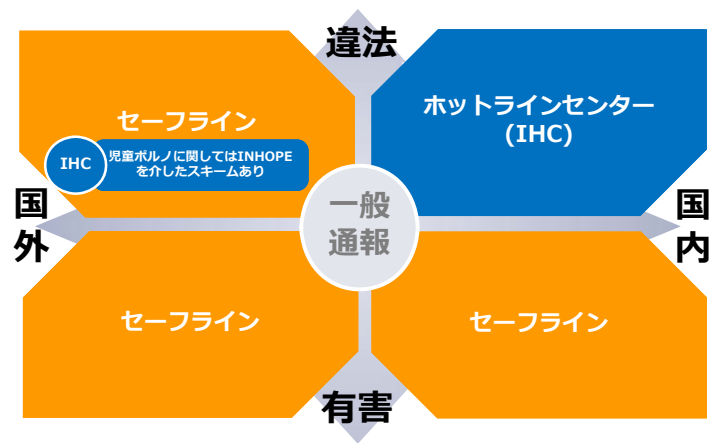
国外サイトの実態は多様

- グローバル展開する大手SNS、動画投稿サイト
- HPや通販サイト運営のためのブログサービス
- いわゆる「まとめサイト」運営のためのブログサービス
- ある時点のウェブページを保存して公開し続けるアーカイブサービス

海外サイト向け削除依頼書

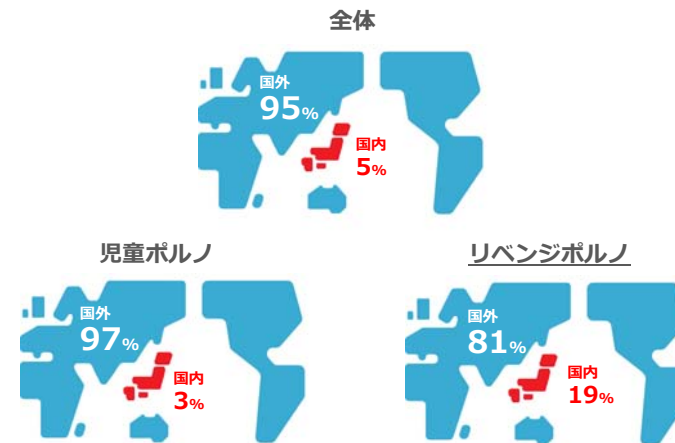


ホットラインとセーフライン



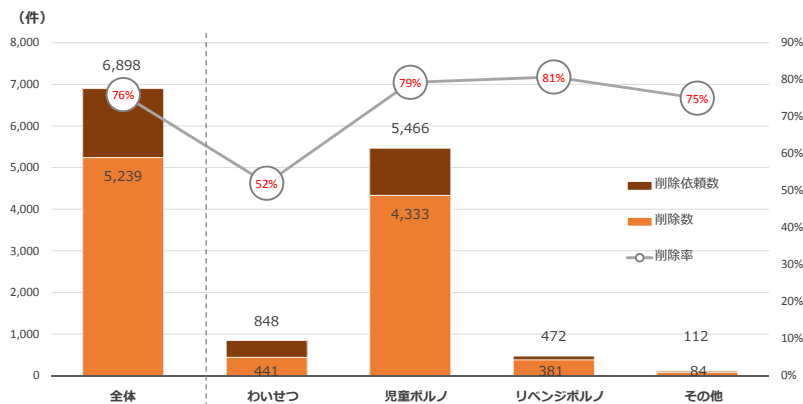
違法・有害情報の国内外比率

- 2015年にセーフラインが把握した違法・有害情報7,064件のうち、**6,711件 (95%) が国外サイトに掲載**されている。



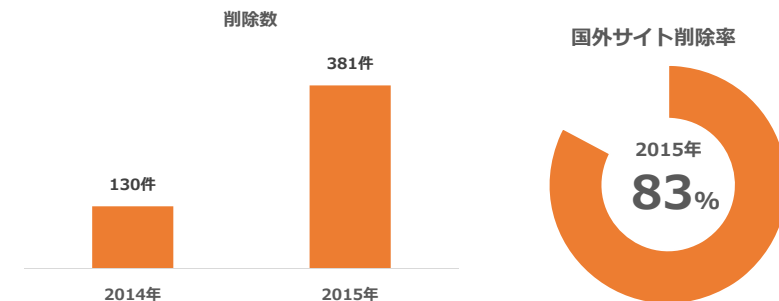
セーフラインにおける削除依頼状況

- 削除を依頼した違法・有害情報6,898件のうち、**5,239件 (76%) の削除が実現**。



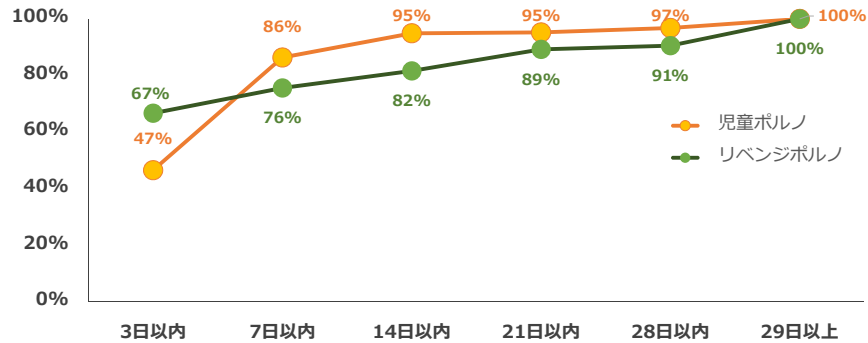
リベンジポルノ対応状況

- 対応状況**
2015年に「リベンジポルノ」として相談を受けた件数は25件（今年は10倍弱か）
・過去のパートナーによって私的な性的画像を流出させられた事案
・原因不明だが性的画像が流出している事案
・性的画像を流出させると脅されているとの事案
- 掲載サイトの傾向**
流出先として、アダルト動画配信サイト、一般の動画配信サイト、SNS等が多い。



削除までに要した期間

- 削除された情報のうち、削除までに要した期間を見ると、児童ポルノについては、**3日以内に約半数が、2週間以内に9割が削除。**
- リベンジポルノについては、**3日以内に3分の2が、2週間以内に8割が削除。**



8

判断基準

※セーフライン運用ガイドラインより抜粋

(違法) 私事性的画像記録

次の共通の要件のすべて、及びアからウまでのいずれかを満たす場合には、私事性的画像記録の提供の構成要件に該当する情報と判断することができる。

(共通の要件)

- 撮影対象者の名前が画像等に併記されていること又は撮影対象者の顔や全体像が本人を特定できる程度にはっきりと撮影されている画像等が掲載されていること
- 撮影対象者本人から通報を受けること
- 撮影対象者本人の意思に基づいてアップロードされたことを疑うべき積極的事情がないこと
- 公然陳列に該当すること
- 不特定又は多数の者が閲覧できる電子掲示板、ウェブサイト等に、情報が掲載されていること
- ア 撮影対象者の性交又は性交類似行為に係る姿勢が描写されている画像等
- イ 他人が撮影対象者の性器等を触る行為又は撮影対象者が他人の性器等を触る行為に係る姿勢が描写されている画像等で、性欲を興奮させ又は刺激するもの
- ウ 撮影対象者が衣服の全部又は一部を着けない姿勢が描写されている画像等で、殊更に人の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。）が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの

(有害) 私事性的画像記録

次の共通の要件のすべて、及び（ア）から（ウ）までのいずれかを満たす場合（ただし、第3章第3節(2)⑨「リベンジポルノ画像等」に該当する場合を除く）には、私事性的画像記録の公表に該当する疑いが相当程度認められ、有害情報に該当すると判断することができる。

(共通の要件)

- 撮影対象者の名前が画像等に併記されていることもしくは撮影対象者の顔や全体像が第三者から本人を特定できる程度にはっきりと撮影されている画像等が掲載されていること、又は、本人を特定できるとは言えないまでも、申告内容等から判断して本人であることが相当程度認められること（顔等にマスク処理が施されているものも含む）
- 撮影対象者本人または対象者に近い親族、友人、知人から申告があること
- 撮影対象者本人の意思に基づいてアップロードされたことを疑うべき積極的事情がないこと
- 公然陳列に該当すること
- 不特定又は多数の者が閲覧できる電子掲示板、ウェブサイト等に情報が掲載されていること
- （ア）撮影対象者の性交又は性交類似行為に係る姿勢が描写されている画像等
- （イ）他人が撮影対象者の性器等を触る行為又は撮影対象者が他人の性器等を触る行為に係る姿勢が描写されている画像等で、性欲を興奮させ又は刺激するもの
- （ウ）撮影対象者が衣服の全部又は一部を着けない姿勢が描写されている画像等で、殊更に人の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。）が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの

9